

件名	多頭飼育崩壊について
受付日	平成30年9月25日
ご意見・ご提案の概要	<p>私が住んでいる地区で、多頭飼育崩壊の人が外に放った猫の糞害等が問題となった。</p> <p>動物愛護法による指導、勧告、命令等、その予防策を積極的に行ってほしい。</p>
県の考え方	<p>事案を探知した際には多頭飼育崩壊にならないように不妊去勢手術を勧める等の指導を行い、改善を促すこととしています。</p> <p>なお、指導に従わない場合は勧告や命令を行うことを検討したいと考えております。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課